

施設等利用給付に係る 保育の必要性の認定申請について

三木市教育委員会 教育・保育課
入所・給付係
〒673-0492 三木市上の丸町 10-30
Tel.0794-82-2000 内線 3542

R5.4.1

1. 無償化のための教育認定について

国立大附属幼稚園、私立幼稚園（新制度未移行園）に教育を受ける目的で通う場合、「施設等利用給付認定」の申請をすることにより、利用料（初年度の入園料と保育料）の無償化の対象になります（上限あり）。

年齢区分	教育・保育給付認定 （従来の認定）	施設等利用給付認定 （無償化のための新認定）
3歳以上	1号認定	新1号

2. 保育の必要性の認定について

認可外保育施設や国立大附属幼稚園、私立幼稚園（新制度未移行園）を、保護者の就労、疾病、障がい、就学等の理由により利用する場合、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。施設等利用給付認定を受けた子どもは、利用料の無償化の対象になります（上限あり）。

年齢区分	教育・保育給付認定 （従来の認定）	施設等利用給付認定 （無償化のための新認定）
3～5歳児（年少～年長）	2号認定	新2号
2歳児		非課税世帯のみ新3号
0～1歳児	3号認定	

3. 保育の認定基準

小学校入学前までの児童で、保護者（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合、保育の認定を受けることができます。

事由	内容	入園可能期間
① 就労等	(家庭外労働)保護者が会社や店舗等家庭の外で仕事をしている (家庭内労働)保護者が自営や内職、農業等自宅で仕事をしている	就労期間内
② 妊娠・出産	保護者が出産の前後である	出産予定月と産前産後とも3カ月ずつ
③ 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障害等がある	証明書等に記載の通院および療養期間
④ 介護・看護等	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑤ 災害復旧	火災や、風水害や、地震などの災害があり、家庭を失ったり、住居を破損したため、その復旧にあたっている	復旧完了まで
⑥ 求職活動	保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っている	3カ月間
⑦ 就学	保護者が就学(職業訓練を含む)している	通学期間内
⑧ 育児休業	育児休業開始前にすでに就労により保育認定を受けて施設に在籍している者で、継続して保育認定を希望する	勤務先が証明する育児休業期間
⑨ その他	家庭状況等により、市長が必要と認めた場合	保育が必要な期間

※次の場合は、「保育の認定基準」にはなりません。ご注意ください。

- ◎近所に友達がいない
- ◎集団生活になれさせたい
- ◎弟や妹の育児や日常の家事で忙しい など

4. 認定申請に必要な書類

1. **子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 子育てのための施設利用等認定申請書**
 - ・ 児童1人につき1枚必要です。
 - ・ 同意書の署名欄には、父母等、児童の保護者が自署してください。
2. **保育の必要性を証明する書類**（教育認定申請の場合は不要）
 - ・ 児童の保護者及び65歳未満で児童と同居の祖父母は、次のいずれかの書類が必要です。
 - ・ 署名欄には証明受ける保護者が自署してください。
 - ・ 児童の兄弟姉妹のための書類は共用できます。

就 労	会社員・パート等	就労証明書（雇用主の証明を受けてください。）
	自営業	自営証明書（自営主が記入してください。） 直近の確定申告書の控の写し
	自営手伝い	自営証明書（自営主に記入をご依頼ください。） 直近の確定申告書の控の写し（自営主にご依頼ください。） 自営手伝い申告書（本人が記入してください。）
	内職	内職証明書（内職紹介先の証明を受けてください。）
	農業（畜産業含む）	農業証明書 事業主の直近の確定申告書の控の写し（提出できない場合は、地区の民生委員児童委員の証明を受けてください。）
妊娠・出産（予定）		出産予定のお子様の母子手帳の写し （保護者名と分娩予定日がわかるページ）
疾病・障がい		看護・介護・疾病・障がい申告書 診断書、入院・通院等が分かる書類等の写し
看護・介護		看護・介護・疾病・障がい申告書 介護認定証、障がい者手帳の写し または、診断書、入院指示書等看護の必要性が分かる書類
災害復旧		り災証明書の写し
求職活動中・勤務予定		求職活動・勤務予定申告書
就学中または就学予定		就学状況申告書 在学証明書または学生証の写し カリキュラム、就学予定の分かる書類
そ の 他		申立書等、聞き取りにより必要書類を依頼します。

5. 認定審査および通知について

- 利用施設の確認と保育の必要性の認定申請に必要な書類により、認定審査を行います。
- 国の無償化の対象となる場合は、後日施設等利用給付認定通知書と請求方法のご案内をお送りします。
- 国の無償化の対象とならない児童が認可外保育施設に通う場合についても、三木市独自の補助が受けられる場合があります。詳細は教育・保育課までお問い合わせください。
- 三木市で認定ができる方は、三木市に保護者と児童の住民登録があり、その世帯が実際に居住されている場合です。居住実態が無い場合は、認定はできません。虚偽の申請をされた事が分かった場合は、認定申請の取消をします。

6. 保育の認定基準の変更について

- 保育認定を受けた後に、保育の認定事由に変更があった場合
⇒「教育・保育給付認定変更申請書兼施設等利用給付認定変更申請書」および「保育の必要性を証明する書類」を教育・保育課まで提出してください。
- 勤務先や勤務時間に変更があった場合、就労証明書を再提出してください。